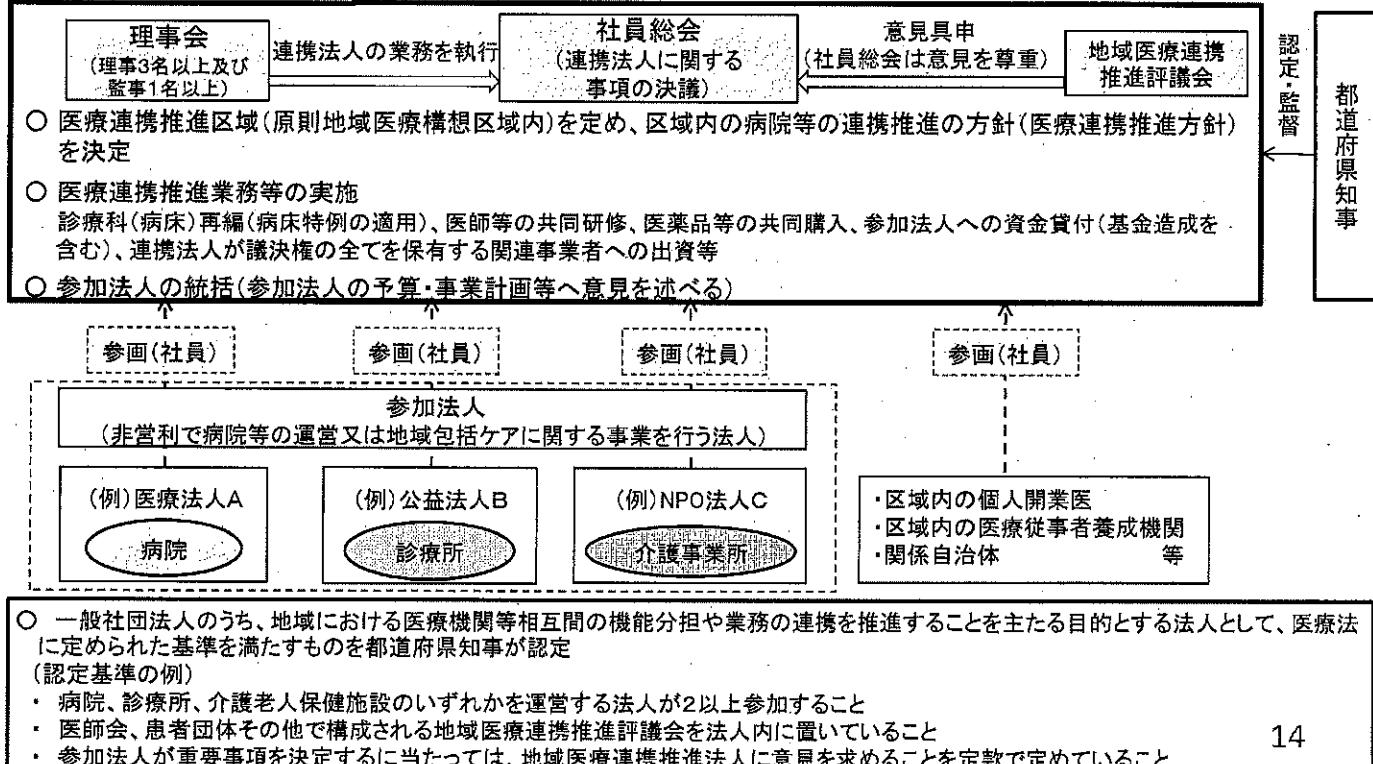


地域医療連携推進法人制度について（概要）

資料 4－1

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



14

地域医療連携推進法人制度創設の効果・メリット

◇地域医療連携推進法人化のメリット(法人間の業務の継続、意思決定の継続、資産保有の継続)

1. 法制度上のメリット

- (1)病床融通…病床過剰地域においても、**地域医療構想の達成のために必要な病床融通を、参加法人間で行うことを可能とする**

【現行制度上の扱い】

- ・病床の地理的偏在を是正するため、都道府県は、各医療圏の基準病床数を算定し、医療計画に規定
- ・病床過剰地域では、病床再編に伴い、地域全体の病床数が増加しない場合にも、病床の融通を行うことは認められない

- (2)資金貸付…参加法人に対する**資金貸付を可能とする**

【現行制度上の扱い】

- ・医療法人は、医療法上、剰余金の配当が禁じられており、剰余金の貸付は、原則として認めない取扱い

2. 法人運営上のメリット (医療連携推進業務の一例)

- (3)患者紹介・逆紹介の円滑化…カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院

- (4)医薬品・医療機器等の共同購入…経営効率の向上

- (5)医師・医療機器の再配置…法人内の病院間での適正配置

15

地域医療連携推進法人制度の活用による医療機関等の連携を検討している事例

大規模病院間の連携

検討区域：岡山県岡山市

参加法人：岡山大学病院（850床）、岡山市民病院（400床）、岡山医療センター（609床）、岡山労災病院（358床）、岡山日赤病院（500床）、岡山済生会病院（553床）

- ・医療教育や臨床研究、情報連携等の分野から連携を開始。
- ・将来的には大規模かつ質の高い医療・研究・教育事業体の構築を目指す。
- ・岡山市を、医療産業が集積する医療産業都市にすることを目標とする。

中規模病院間の連携

検討区域：岡山県真庭市

参加法人：金田病院（172床）、落合病院（173床）

- ・従来、2病院間で診療科目の分担、医療機器の融通、患者の相互紹介等を実現。
- ・今後、訪問看護事業所等の一体化、医師・看護師等の相互交流等を進め、継続的な医療提供を目指す。

統合再編成を目指した病院間の連携

検討区域：兵庫県姫路市

参加法人：県立姫路循環器病センター（350床）、製鉄記念広畠病院（392床）

- ・新病院開設までの間、姫路循環器病センターと広畠病院の両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進することにより、統合再編を円滑に行い、中播磨・西播磨圏域において質の高い効率的な医療提供体制を確保する。

16

地方独法病院を中心に民間の病院や介護施設を含めた連携

検討区域：山形県酒田市

参加法人：日本海総合病院（646床）、本間病院（52床）、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション 等

- ・医薬品の共同購入、高額医療機器の共同利用、患者の紹介・逆紹介等から連携を開始。
- ・急性期医療から在宅介護までの供給バランスを最適化することによって、地域完結型の医療・介護提供体制の構築を目指す。

治療分野の異なるがん治療を中心とする病院間の連携

検討区域：鹿児島県鹿児島市

参加法人：相良病院（81床）、新村病院（40床）

- ・既に業務提携を結び、高額医療機器の共同利用や薬剤の共同購入等の取組を開始。今後、患者の相互紹介等を通じて両病院の専門性を高める。
- ・地域医療連携推進法人により本部機能の統一を行い、ブランド力の向上による両病院の経営力強化を図る。

地域の多数の診療所の連携

検討区域：鹿児島県大島郡瀬戸内町・宇椙村

参加法人：瀬戸内町へき地診療所、いづはら医院 等

- ・夜間診療体制の整備や総合医研修制度の確立、遠隔診療の実施、近隣離島への医師派遣や医療従事者の相互交流等を段階的に進める。
- ・最終的に、地域の全医療機関が参加し、地域完結型の医療提供体制を整えることを目指す。

地域医療連携推進法人認定基準一覧（医療法第70条の3ほか）

都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

項目	基準	適否
1 目的 及び推進業務 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務（※）を行うことを主たる目的とするものであること。[70の3-1-1] <p>※医療連携推進方針に沿つた連携の推進を図ることを目的として行う業務（例：医療従事者の資質の向上を図るために研修、医薬品等物資の供給、資金の貸付け等必要な資金を調達するための支援、ほか）</p>	適
2 推進区域 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進区域を定款で定めているものであること。医療計画において定める構想区域を考慮すること。[70の3-1-6] 	適
3 参加法人	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進区域において、①病院等を開設する法人、②介護事業・地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設・事業所を開設し又は管理する法人、を参加法人とすること。[70-1] ・病院等を開設する参加法人の数が2以上であること。病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計がそれ以外の参加法人の合計を超えるものであること。[70の3-1-8] ・参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。[70の3-1-11] 	適
4 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進方針（※）に必要事項が記載されていること。[70の3-1-5] <p>※医療連携推進区域、参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項、目標に関する事項、などを記載。また、医療計画において定める構想区域を考慮して定める。</p>	適
5 推進業務以外 の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。[70の3-1-4] 	該当なし
6 関係者への 利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者（※）に対し特別の利益を与えないものであること。[70の3-1-3] <p>※関係者とは、次に掲げる者。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該一般社団法人の理事、監事又は職員 ② 当該一般社団法人の社員又は基金の拠出者 ③ ①②の配偶者又は三親等内の親族 ④ ①②③と婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者 ⑤ ③④のほか、①又は②から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑥ ②が法人である場合にあつては、②が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している子法人、又は②の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者。 	適

7 欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> 法令で定める欠格事由（刑罰に処せられた者、暴力団員等、地域医療連携推進法人認定を取消された者の関与等）に該当しないこと。[70の4] 	適
8 社員・役員からの除外 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 営利を目的とする団体や、その役員と利害関係を有すること等社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-12] 	適
9 社員資格 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 社員は、参加法人や、医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者（非営利の介護事業者、養成機関、地方公共団体等）に限る旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-7] 	適
10 社員手続 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。[70の3-1-9] 	適
11 社員議決権 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。[70の3-1-10] <ul style="list-style-type: none"> イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 	適
12 役員構成 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 役員について、次のいずれにも該当するものであること。[70の3-1-13] <ul style="list-style-type: none"> イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。 ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族等が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。 ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者であること。 	適
13 代表理事 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 代表理事を一人置いているものであること。[70の3-1-14] 	適
14 理事会 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> 理事会を置いているものであること。[70の3-1-15] 	適

15 評議会 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。[70 の 3-1-16] イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。 ロ 当該一般社団法人が参加法人への意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。 ハ 医療連携推進方針の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。 	適
16 参加法人への 意見 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならぬものとする旨を定款で定めているものであること。[70 の 3-1-17] イ 予算の決定又は変更 ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ ハ 重要な資産の処分 ニ 事業計画の決定又は変更 ホ 定款又は寄附行為の変更 ヘ 合併又は分割 ト 目的たる事業の成功の不能による解散 	適
17 必要な資産等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。【必要な施設・設備・資金等】[70 の 3-1-2] 	適
18 取消時の贈与 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、国若しくは地方公共団体又は医療法人等に贈与する旨を定款で定めているものであること。[70 の 3-1-18] 	適
19 残余財産 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・清算をする場合において、残余財産を国若しくは地方公共団体又は医療法人等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。[70 の 3-1-19] 	適
20 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。[70 の 3-1-20] 	該当なし
21 地域医療構 想・医療審議会 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たつては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。[70 の 3-2] 	別紙

(別紙)

医療計画において定める地域医療構想との整合について

(主な記載内容)

「地域医療構想」	「医療連携推進方針」
<ul style="list-style-type: none">○ 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畠病院の統合再編にあたり、中核的病院としての<u>更なる機能充実と、他の医療機関との一層の機能分担・連携促進</u>が必要である。 (中播磨圏域)○ <u>西播磨圏域内の医療体制の維持・強化</u>とともに、従来からの中播磨圏域との連携・維持・強化を図ることが重要である。(西播磨圏域)	<ul style="list-style-type: none">○ 診療機能の集約化、教育・研修機能を有するための指導体制の充実強化等を図るため、統合前から、両病院相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、中播磨・西播磨圏域において質の高い効率的な医療提供体制を確保していく。○ 循環器疾患医療、救命救急センター機能等、専門性の高い医療について、引き続き継承・発展させていく。○ 高度専門・急性期医療を担う病院として中播磨・西播磨圏域の公立病院、民間病院等と連携・協力し、地域医療ネットワークの中心的役割を果たす。○ 総合的な診療機能を活かし、成人を中心とした幅広い疾患に対応する救急医療の充実を図ることにより、中播磨・西播磨圏域における医療提供体制等の課題解決に寄与する。

諮問第144号

兵庫県医療審議会

医療連携推進認定について（諮問）

下記の機関を、医療連携推進認定することについて、貴審議会の御意見を賜りたく、医療法第70条の3（平成27年法律第74号による改正後のもの）の規定に基づき諮問します。

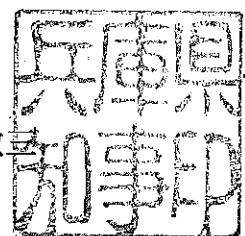
記

・一般社団法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構

以上

平成29年3月27日

兵庫県知事 井戸 敏三



平成 29 年 3 月 9 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

中播磨健康福祉推進協議会
会長 山本 一郎

地域医療連携推進法人設立に対する意見書

「地域医療連携推進法人「はりま姫路総合医療センター整備推進機構」の設立について、賛同する。

平成 29 年 3 月 15 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

西播磨圏域健康福祉推進協議会医療部会
部会長 井 上 喜 通

医療連携推進認定に対する意見書について

「県立はりま姫路総合医療センター医療連携推進認定」について、承認する。